

## 宇治市交通バリアフリー検討委員会会議録要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、宇治市交通バリアフリー検討委員会運営規程第6条の規定に基づき、宇治市交通バリアフリー検討委員会の会議録（以下「会議録」という。）の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議録の記載事項）

第2条 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- （1） 会議の名称及び議題
- （2） 開催日時、場所
- （3） 出席及び欠席委員の氏名
- （4） 職務のため出席した職員の職氏名
- （5） 説明のため出席した者の職氏名
- （6） 傍聴者の人数
- （7） 会議内容の概要
- （8） その他委員会等が必要と認める事項

（会議録署名委員）

第3条 会議録に署名する委員は、会長及び委員1人とする。

（その他必要な事項）

第4条 この要領に定めるもののほか、会議録に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月24日から施行する。